

新	旧
第 1 （略） 第 2 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表 1 （略） 2 短期入所生活介護費 （1）～(21) （略） <u>(22) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> <u>介護職員等特定処遇改善加算の内容については、別途通知（「介護職員等特定処遇改善加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。</u> 3 短期入所療養介護費 （1）～(15) （略） <u>(16) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> <u>2 の(22)を準用する。</u> 4 特定施設入居者生活介護費 （1）～(10) （略） (11) 口腔衛生管理体制加算について ① 「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における<u>利用者</u>の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の<u>利用者</u>の口腔ケア計画をいうものではない。 ② 「<u>利用者の口腔ケア・マネジメント</u>に係る計画」には、以下の事項を記載すること。 イ 当該施設において<u>利用者</u>の口腔ケアを推進するための課題 ロ～ト （略） ③ 医療保険において<u>歯科訪問診療料が算定された日</u>の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できるが、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は<u>利用者の口腔ケア・マネジメント</u>に係る計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。 (12) 栄養スクリーニング加算について ①・② （略） （削る） （削る）	第 1 （略） 第 2 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表 1 （略） 2 短期入所生活介護費 （1）～(21) （略） （新設） 3 短期入所療養介護費 （1）～(15) （略） （新設） 4 特定施設入居者生活介護費 （1）～(10) （略） (11) 口腔衛生管理体制加算について ① 「口腔ケアに係る技術的助言及び指導」とは、当該施設における<u>入所者</u>の口腔内状態の評価方法、適切な口腔ケアの手技、口腔ケアに必要な物品整備の留意点、口腔ケアに伴うリスク管理、その他当該施設において日常的な口腔ケアの実施にあたり必要と思われる事項のうち、いずれかに係る技術的助言及び指導のことをいうものであって、個々の<u>入所者</u>の口腔ケア計画をいうものではない。 ② 「<u>入所者の口腔ケア・マネジメント</u>に係る計画」には、以下の事項を記載すること。 イ 当該施設において<u>入所者</u>の口腔ケアを推進するための課題 ロ～ト （略） ③ 医療保険において<u>歯科訪問診療料又は訪問歯科衛生指導料が算定された日</u>の属する月であっても口腔衛生管理体制加算を算定できるが、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導又は<u>入所者の口腔ケア・マネジメント</u>に係る計画に関する技術的助言及び指導を行うにあたっては、歯科訪問診療又は訪問歯科衛生指導の実施時間以外の時間帯に行うこと。 (12) 栄養スクリーニング加算について ①・② （略） <u>③ 栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業者が当該加算に基づく栄養スクリーニングを継続的に実施すること。</u> <u>④ 栄養スクリーニング加算に基づく栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改</u>

新	旧
(13)～(17)（略） (18) <u>介護職員等特定処遇改善加算について</u> <u>2の(22)を準用する。</u> 5 介護福祉施設サービス (1)～(37)（略） (38) <u>介護職員等特定処遇改善加算について</u> <u>2の(22)を準用する。</u> 6 介護保健施設サービス (1)～(40)（略） (41) <u>介護職員等特定処遇改善加算について</u> <u>2の(22)を準用する。</u> 7 介護療養施設サービス (1)～(32)（略） (33) サービス提供体制強化加算について ① 2の<u>(20)</u>①から④まで及び⑥を準用する。 ② （略） (34) （略） (35) 介護職員処遇改善加算について 2の<u>(21)</u>を準用する。 (36) <u>介護職員等特定処遇改善加算について</u> <u>2の(22)を準用する。</u> 8 介護医療院サービス (1)～(4) (5) 夜勤体制による減算及び加算の特例について 介護医療院サービス費については、所定単位数及び夜間勤務等看護(Ⅰ)から(Ⅳ)までを算定するための基準を夜勤職員基準において定めているところであるが、その取扱いについては、以下のとおりとすること。 ①～④（略） ⑤ <u>1日平均夜勤職員数又は月平均夜勤時間数</u>が以下のいずれかに該当する月においては、入所者の全員について、所定単位数が減算される。夜間勤務等看護加算を算定している介護医療院において、届け出ていた夜勤を行う職員数を満たせなくなった場合も同様に取り扱うものとする。 イ～ニ（略） ⑥・⑦（略）	<u>善加算を算定できること。</u> (13)～(17)（略） (新設) 5 介護福祉施設サービス (1)～(37)（略） (新設) 6 介護保健施設サービス (1)～(40)（略） (新設) 7 介護療養施設サービス (1)～(32)（略） (33) サービス提供体制強化加算について ① 2の<u>(19)</u>①から④まで及び⑥を準用する。 ② （略） (34) （略） (35) 介護職員処遇改善加算について 2の<u>(20)</u>を準用する。 (新設) 8 介護医療院サービス (1)～(4) (5) 夜勤体制による減算及び加算の特例について 介護医療院サービス費については、所定単位数及び夜間勤務等看護(Ⅰ)から(Ⅳ)までを算定するための基準を夜勤職員基準において定めているところであるが、その取扱いについては、以下のとおりとすること。 ①～④（略） ⑤ <u>1日平均夜勤職員数</u>が以下のいずれかに該当する月においては、入所者の全員について、所定単位数が減算される。夜間勤務等看護加算を算定している介護医療院において、届け出ていた夜勤を行う職員数を満たせなくなった場合も同様に取り扱うものとする。 イ～ニ（略） ⑥・⑦（略）

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（抄）（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

別紙 2

傍線の部分は改正部分

新	旧
(6) ～ (34) (35) サービス提供体制強化加算について ① 2 の <u>(20)</u> ① から ④ まで及び ⑥ を準用する。 ② （略） (36) 介護職員処遇改善加算について 2 の <u>(21)</u> を準用する。 <u>(37) 介護職員等特定処遇改善加算について</u> <u>2 の (22) を準用する。</u>	(6) ～ (34) (35) サービス提供体制強化加算について ① 2 の <u>(19)</u> ① から ④ まで及び ⑥ を準用する。 ② （略） (36) 介護職員処遇改善加算について 2 の <u>(20)</u> を準用する。 (新 設)